

## ■養成所ニュースプラス第32号2025■

11月も後半です。「国試ナビS P」で進めている方は8週目、今日は憲法・民法・行政法が割り当てられています。民法は、成年後見制度を理解するうえでも大事な知識になります。

「合格応援プラン」で進めている方は、20週目で予備週となっています。今まで振り返っていない模擬試験問題があれば解説を読み込んだり、インプットの弱い部分を補強したり、有効に使ってください。来週からは、今までインプットした知識をアウトプットする勉強が始まります。

また、ご自身のやり方で進められている方、進み具合はいかがでしょうか。夏のスクーリングでもお伝えしたように、このタイミングで一度模擬試験や模擬問題に取り組んで、試験までの作戦を立ててください。

Plus Quizは「ソーシャルワークの基盤と専門職」から「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」に関する問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるのかも、あわせて考えてみましょう。

## ■Plus Quiz・・・・

【32回問題92】「ソーシャルワークのグローバル定義」(2014年)に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. ソーシャルワークの発展は、西欧諸国を基準に展開する。
2. ソーシャルワークは、できる限り、「人々のために」ではなく、「人々とともに」働くという考え方をとる。
3. ソーシャルワークの基盤となる知は、単一の学問分野に依拠する。
4. ソーシャルワークの原則は、人間の内発的価値と尊厳の尊重から、多様性の尊重へと変化した。
5. ソーシャルワークの本質として人間関係における問題解決を図ることが新たに加わり、政策目標であることが明示された。

(注)「ソーシャルワークのグローバル定義」とは、2014年7月の国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)と国際ソーシャルワーク学校連盟(IASSW)の総会・合同会議で採択されたものを指す。

正答と解説は最後に記載しています。

## ■Yoseijo Info・・・・

・(36期生)修了に関する書類は、10月31日(金)にレターパックライトにて発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(37期生)教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ

支給申請書類一式は、11月4日(火)に普通郵便にて発送しています。届きましたら内容を確認し、11月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

## ■Test Info・・・・

国家試験に関する情報を届けします

・第38回国家試験は、令和8年2月1日(日)です。

詳しくは→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1617087&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1617088&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開しています。

また、新たに保護観察官による「更生保護出張講座」を公開しました。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせは、養成所ニュースプラス第 6 号配信時に PDF データを添付しておりますので、確認のうえぜひ受講してください。

URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1617089&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Info · · · ·

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1617090&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第 38 期生の出願を受け付けております。

現在、1 期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1617091&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1617092&c=3246&d=99c7>

#### ■Back Number · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1617093&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Column · · · ·

年末まで休載します。

#### 【Plus Quiz · · · · 正答と解説】

「ソーシャルワークの基盤と専門職」は、以前から出題傾向に大きな変化はなく、37 回国家試験でも出題基準の全ての大項目から出題されました。学んできた社会福祉士やソーシャルワーク専門職の定義や法規定、倫理的判断を行うときの倫理綱領や行動規範、実践の基礎となる原理や理念をふまえた社会福祉士の専門性が問われます。

中項目の「社会福祉士及び介護福祉士法」と「ソーシャルワークの定義」は必ずと言ってよいほど出題されます。36 回までは、問題 91 と 92 で出題されています。過去問の解説を読み込み理解したら、この問題だけでよいので過去問アプリ等で 10 年分当たってみるのも一考かと思います。落ち着いてよく読まないと引っかかってしまうような問題の対策にもなります。

「社会福祉士及び介護福祉士法」に関しては、義務規定と努力規定や精神保健福祉士との共通点を問われたり、「ソーシャルワークの定義」では、2000 年定義からの変化や注釈まで問われたりしています。今回の問題も注釈からの出題でしたので、解説で該当部分を示します。37 回の問題 92 でも、注釈の「知」から出題されています。「受講の手引」118 ページからの注釈を、この機会に目を通しておきましょう。

最後に中央法規の「2026 過去問解説集」から引用します。「本科目は基礎内容の確認が多いが、基礎となる言葉のもつ意味や関連事項等を理解しておかないと痛い目に遭うため、油断せずに取り組むことが必要であろう。」

1. × この定義は、西洋中心主義・西洋的思想に対する批判を基に展開し、各国および世界の各地域で展開しても良いと示されています。注釈「知」には「ソーシャルワークは特定の実践環境や西洋の諸理論だけでなく、先住民を含めた地域・民族固有の知にも拠っていることを認識している」とあります。

2. ○注釈「実践」には「ソーシャルワークは、できる限り、『人々のために』ではなく、『人々とともに』働くという考え方を取る」とあります。
3. ×単一の学問分野に依拠しません。注釈「知」には「ソーシャルワークは、複数の学問分野をまたぎ、その境界を超えていくものであり、広範な科学的諸理論および研究を利用する」とあります。
4. ×多様性の尊重だけでなく、人間の内発的価値と尊厳の尊重も価値として示されています。注釈「原則」には「ソーシャルワークの大原則は、人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、多様性の尊重、人権と社会正義の支持である」とあります。
5. ×記述は、2000年の「ソーシャルワークの定義」の一部であり、2014年の定義も同様に政策目標であることを明示していません。2000年定義には、「ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する」とあります。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus